

我が国におけるBSE対策

生体牛における管理措置

生体牛の輸入規制、飼料規制、特定症状牛等のBSE検査(サーベイランス) 等

食肉処理における管理措置
と畜場/食肉処理場におけるSRM除去、と畜場での生体検査 等

前回の評価(H25)

原材料の安全性

牛の特定部位等(SRM※及び死亡と体等)を除く部位を原料として製造

〔※ 全月齢の扁桃及び回腸遠位部並びに30 か月齢超の 頭部(舌、頬肉及び扁桃を除く。)、脊髓及び脊柱〕

人が摂取しても健康影響が無視できると評価した部位が原料となる



牛肉骨粉等肥料を施肥された植物体を人が摂取した場合のリスクは、牛由来の牛肉及び牛内臓(SRMを除く)の摂取に由来するリスクと同様

肉骨粉等の肥料利用により、現行の飼料規制等に影響があるかについて、牛一牛間のリスク管理措置が充分であるかを検討

飼料規制等への影響

- ◆ 牛の特定部位等の肥料への混入防止措置
- ◆ 牛の部位を原料とする肥料の飼料への誤用・流用防止するため、以下の対策を実施
 - ・摂食防止措置
 - ・施用上又は保管上の注意事項を標記の容器又は容器の外部に表示
 - ・原料の収集から出荷まで、供給管理票の添付
- ◆ 生産業者の管理措置の遵守状況を農林水産省、都道府県及びセンターが立入検査にて確認



回答

管理措置を前提とする限りにおいて、牛の部位を原料とする肉骨粉を含まない肥料と比べ、人の健康に及ぼす影響が変わるものではない。

※めん羊及び山羊についてはR元年に回答

今回の見直し(R6)

リスク管理措置を変更し、畜産農家等に対する対策へ切り替えた場合、引き続き、牛等の特定部位等の肥料への混入防止及び牛等由来肥料の飼料への誤用・流用防止を確実に実施することを前提に、飼料規制等への影響がないかを検討

牛、めん羊及び山羊の肉骨粉等の肥料利用に係る評価の考え方(案)

今般の評価について

日本におけるBSEリスクステータスの維持や、これまでの国内のBSEリスク管理措置の遵守状況等を踏まえて、牛、めん羊及び山羊(以下、牛等)に由来する肉骨粉等の肥料利用に関し、リスク管理措置の見直しについて検討する。

評価のポイント

原材料の安全性 **これまでと同様**

牛等の特定部位等(SRM※及び死亡と体等)を除く部位を原料として製造

※牛: 全月齢の扁桃及び回腸遠位部並びに30 か月齢超の 頭部(舌、頬肉及び扁桃を除く。)、脊髄及び脊柱
めん羊及び山羊: 12か月齢超の頭部(扁桃を含み、舌、頬肉及び皮を除く。)及び脊髄並びに全月齢の脾臓及び回腸
人が摂取しても健康影響が無視できると評価した部位が原料となる

飼料規制等への影響

牛等の特定部位等の肥料への混入防止及び牛等由来肥料の飼料への誤用・流用防止を確実に実施

- 飼料安全法に基づく牛等由来肥料の牛、めん羊、山羊及び鹿への給餌禁止
- 肥料取締法に基づくSRM及び死亡と体の混入防止措置
- 施用上又は保管上の注意事項を肥料の容器又は包装の外部に表示
- 上記措置について、農林水産省、都道府県等が立入検査により遵守状況を確認

➡ 引き続き、これらの措置を実施するとともに、摂取防止措置及び原料加工措置を見直し、以下の管理体制の下で、牛等由来肥料の適正利用を図る。

- **牛等由来肥料の飼料への流用・誤用防止についての注意喚起**
- **牧草地等へ施用していないことの確認 等**

上記を踏まえ、牛等の特定部位等の肥料への混入防止及び牛等由来肥料の飼料への誤用・流用防止の確実な実施を前提として、**人の健康に影響を及ぼすとは考え難い**